

広島県告示第三百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

所在地	広島県東広島市安芸津町三津地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
	急傾斜地の崩壊	表区域の示	土砂災害特別警戒区域
向組（六三七二―一）	次の図のとおり	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 区域の表示及び法 第九條の第二項に 規定する土砂災害 警戒区域等におけ る土砂災害防止策 の施行に関する事 業の促進に関する 法律（平成十四年 法律第三十八号）	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。